

(16) 奨学金等受給状況

① 日本学生支援機構奨学金

令和2年3月31日現在

単位:人

区分	在籍者	日本学生支援機構					日本学生支援機構以外の奨学金		合計				
		第一種		第二種	計	受給率	奨学生数	受給率	奨学生数	受給率			
		自宅	自宅外										
大学院学校教育研究科(修士課程/専門職学位課程)	1年	178	43	(23)	10	(6)	53	(29)	29.8%	1	0.6%	54	30.3%
	2年	173	57	(20)	17	(10)	74	(30)	42.8%	1	0.6%	75	43.4%
	3年	87	5	(0)	10	(0)	15	(0)	17.2%	1	1.1%	16	18.4%
	計	438	105	(43)	37	(16)	142	(59)	32.4%	3	0.7%	145	33.1%
学校教育学部	1年	169	3	39	30	72	42.6%	3	1.8%	75	44.4%		
			42										
	2年	167	4	41	25	70	41.9%	4	2.4%	74	44.3%		
			45										
	3年	170	2	35	35	72	42.4%	6	3.5%	78	45.9%		
		37											
4年	171	2	30	28	60	35.1%	3	1.8%	63	36.8%			
		32											
計	677	11	145	118	274	40.5%	16	2.4%	290	42.8%			
合計	1,115	261	155	416	37.3%	19	1.7%	435	39.0%				

1. 貸与月額

大学院第一種 50,000円又は88,000円

大学院第二種 50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円から選択

学部第一種 自宅 20,000円, 30,000円, 45,000円から選択
自宅外 20,000円, 30,000円, 40,000円, 51,000円から選択

学部第二種 30,000円, 50,000円, 80,000円, 100,000円, 120,000円から選択

2. ()は、専門職学位課程に関する数で内数である。

3. 在籍者数は、休学中の者も含む。なお、大学院は、都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

② 日本学生支援機構以外の奨学事業団体

令和2年3月31日現在
(単位:人)

区 分	貸与(給付)月 額(円)	学部					大学院			
		1年	2年	3年	4年	合計	1年	2年	3年	合計
博報教職育成奨学金(給付)	100,000		1		1	2				0 (0)
加賀市三森良次郎奨学金(給付)	20,000				1	1				0 (0)
天理教一れつ会	50,000				1	1				0 (0)
飯塚教育英会奨学金(給付)	45,000		1	1		2				0 (0)
妙高市奨学金貸付制度	30,000			1		1				0 (0)
新潟市奨学金制度(年1回、貸与)	400,000			1		1				0 (0)
石川県母子父子寡婦福祉資金貸付金	51,000			1		1				0 (0)
三条市奨学金	45,000			1		1				0 (0)
古泉育英財団奨学金(給付)	20,000		1	1		2				0 (0)
田布施町奨学金	50,000					0			1 (0)	1 (0)
福田育英会奨学金	70,000		1			1				0 (0)
鮎川村奨学基金	50,000					0		1 (1)		1 (1)
桑折町奨学金(貸与・一時金)	300,000	1				1				0 (0)
ハニーズ財団奨学金(給付)	30,000	1				1				0 (0)
高森町奨学金(貸与)	18,000	1				1				0 (0)
塩谷町奨学金(貸与)	80,000					0	1 (0)			1 (0)
合計		3	4	6	3	16	1 (0)	1 (1)	1 (0)	3 (1)
在籍者数		169	167	170	171	677	178 (86)	173 (54)	87 (3)	438 (143)
受給率		1.8%	2.4%	3.5%	1.8%	2.4%	0.6%	0.6%	1.1%	0.7%

(注)

1. ()は、専門職学位課程に関する数で内数である。
2. 在籍者数は、休学中の者も含む。なお、大学院は、都道府県教育委員会派遣の現職教員及び外国人留学生を除いた数である。

③ くびきの奨学金

令和2年3月31日現在

区分	受給者	給付額	合計
前期	22人(3人)	80,000円 × 14人	1,120,000円
		50,000円 × 8人	400,000円
後期	23人(7人)	80,000円 × 13人	1,040,000円
		50,000円 × 10人	500,000円
			3,060,000円

※()は、専門職学位課程に関する人数で内数。

※ 授業料免除を申請し、基準に該当しながら免除されなかった者及び半額免除許可された者について困窮度順に給付するもの。

※ 長期履修学生の給付額は5万円。その他は8万円。

④ 教育訓練給付制度

○教育訓練給付金（専門実践教育訓練）【専門職学位課程】受給者数

コース	年度	
	平成30年度入学生	平成31年度 (令和元年度)入学生
教科教育・学級経営実践コース	1名	0名

制度の概要	
訓練講座 指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：講座名称変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定） 令和元年度：講座名称変更
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は2年以上。
給付金	1. 給付額：受講費用（入学料・授業料）の5割が在学中(半年毎)に給付される。 2. 給付上限額：40万円/年 3. 給付対象期間：2年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、学生本人がハローワークに申請する。 教育訓練給付金受給資格を有する者は、同時に教育訓練支援給付金の給付対象者となる。

○教育訓練給付金（一般教育訓練）【修士課程】申請者数

コース	年度	
	平成30年度修了生	令和元年度修了生
—	—	5名

制度の概要	
訓練講座 指定年度	平成27年度：訓練講座指定（新規） 平成28年度：カリキュラム変更 平成30年度：訓練講座指定（再指定）
対象者	雇用保険の被保険者又は、被保険者であった者 ・入学年度の4月1日において雇用保険の被保険者のうち雇用期間が3年※以上の者 ・入学年度の4月1日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が3年※以上ある者 ※ 当分の間、初めて給付を受けようとする者は1年以上。
給付金	1. 給付額：初年度受講費用（入学料・授業料）の2割が修了後に給付される。 2. 給付上限額：10万円 3. 給付対象期間：1年 4. その他：申請に必要な書類を大学が作成し、修了後、学生本人がハローワークに申請する。 平成27年度入学生から、本制度の対象となる。